

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

令和2年11月

島 根 県

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症対策の推進に当たっては、地方の実情を最大限尊重して、迅速かつ臨機応変にご対応いただいていることに感謝申し上げます。

こうした中で、島根県としましても、新型インフルエンザ等対策特別措置法や政府の方針に基づき、県民の命と生活や県内事業者をしっかりと守るため、市町村などと連携しながら、全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、8月には高等学校関連で100人を超える大規模なクラスターが発生し、感染経路が不明な感染者も確認されるなど、厳しい状況が続いております。

また、感染症の長期化により、観光業、宿泊業、飲食業、酒造業のほか、これらの業種に食材を提供する農林水産業や、運輸業にも影響が及んでいるなど、県内経済への影響も深刻度が増しております。

今後、季節性インフルエンザと同時流行する局面を迎えるにあたり、国におかれましては、本県のこのような状況を斟酌され、引き続き、万全の対策を取られるよう、対応をよろしくお願いいたします。

令和2年11月

島根県知事 **丸山達也**

島根県議会議長 **中村芳信**

## 1. 県民生活の不安解消のための対策の推進

- (1) 県民生活において、衛生資材の不足が生じた要因、これによる国民の不安の背景等について十分な検証を行い、緊急時においても、必要な衛生資材が確保されるよう、国の責任において生産体制、流通の仕組みを構築すること。
- (2) 各種資格試験の中止・延期等が、就職・進学に影響を及ぼすことのないよう、国において試験実施団体等への適切な対応を働きかけること。

## 2. 実効性のある感染症拡大防止対策の強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、ワクチンや治療薬がないという特性を踏まえると、保健所の疫学調査を徹底して実施する必要がある。そのため、感染者の行動規制、感染者利用施設の協力の義務化、感染が進んだ地域からそれ以外の地域への移動規制などについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の法改正を迅速に進めること。
- (2) 上記(1)の新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえ、同感染症については、都道府県に中核市など保健所設置自治体も含めた総合的な調整を行う機能を強化すること。

## 3. 命を守るための検査体制・医療提供体制の整備

- (1) 特効薬及びワクチン、精度が高く実用性に優れた簡易検査キットを早急に開発するとともに、実用化を急ぐこと。
- (2) 検査機器の導入や試薬の供給、PCR検査センターの設置・運営等、検査に要する経費や民間機関を活用した検査体制の充実について、国として支援を行うこと。
- (3) 住民の健康と命を守るため日夜懸命に診療に当たっている医療従事者、医療機関等へ、感染防御等に必要な医療物資が十分に行き届くよう、国内生産できる体制の整備や、流通体制の強化など更なる対策を講じること。

- (4) 新型コロナウイルス感染症重症患者の受入病床として、I C U（集中治療室）などを事前に確保しておく必要があるが、国の定める空床確保料は病棟単位で確保する場合の単価に対して、病床単位では低い単価が設定をされている。

I C Uなどの病床に限りがある地方では、通常の救急患者の受入れを行うためにも病棟単位で確保することは困難であり、病床単位とならざるを得ない。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、こうした地方の実情を踏まえ、I C Uなどでの新型コロナウイルス感染症対応の診療報酬に見合う単価となるよう病床単位で確保する場合においても病棟単位と同等の単価とし、空床確保料を措置すること。また、陰圧室の整備等の病院改修による患者受入体制整備などもできるよう、用途を拡充すること。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている。

医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるため、患者受入れの有無にかかわらず、診療報酬の引き上げや、地方において感染症対策の中核を担う公立・公的病院等に対する財政支援などにより戦略的かつ継続的に対処すること。

- (6) 介護・福祉サービス事業所、あん摩マッサージ・鍼灸等の事業所については、利用控え等で経営困難をきたすなど自助努力で改善することも困難な状況にあることから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を減収による影響にも活用できるよう、制度の運用改善を行い、経営安定に向けた支援を拡充すること。

- (7) 国民健康保険の保険者努力支援制度について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健事業の実施に影響が生じているものについては、事業実績の評価に関して考慮すること。

- (8) 保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等の職員に対しても、介護や障がい分野の施設・事業所職員と同様に慰労金の支給対象とすること。
- (9) 保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のため、密接・密集が避けられない状況の中、児童の安全を確保した上での事業継続が求められている。
- 衛生用品の購入、消毒対応等の感染防止対策を徹底するために必要となる経費について、介護施設等への財政支援と同様に、定員規模に応じた補助額の増額及び補助対象経費への施設改修費の追加等、制度の拡充を行うこと。

#### 4. 学校教育における取組への支援

- (1) 臨時休業長期化への対策の明確化
- ① 学校の臨時休業の長期化に伴う、児童生徒の学習の遅れへの対応を的確に行えるよう、国において、教育課程の達成すべき内容や次年度へ引き継ぎ可能な内容など詳細な指示を行うこと。
  - ② 地方自治体が実施する創意工夫をこらした学習保障等に係る取組に必要な財源措置を継続すること。
- (2) 学習環境・指導環境の整備
- ① 高等学校においても、如何なる緊急事態が生じても学びの保障を担保するため、情報端末が1人1台となるようICT環境の更なる整備を進めること。
  - ② 端末整備後のランニングコスト、通信料、ソフトウェア等に係る経費負担について十分に財政措置すること。
  - ③ 家庭にインターネット環境がない児童生徒に対し、モバイルルータの貸与や通信費等の支援を充実強化の上継続して行えるよう、必要な財源を確保すること。
  - ④ GIGAスクール構想の前倒しによる1人1台端末の整備状況等を踏まえ、ICT活用教育に係る教員研修の充実やICT支援員の配置などICTの導入・運用の支援に係る財政支援を拡充すること。

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒及びその保護者の不安や、感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等心のケアに関するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員配置や、いじめ相談窓口の設置に必要な財政支援を確実にを行うこと。
- ⑥ 学校や寄宿舎における児童生徒の安全を確保するため、感染防止に有効な物品購入・施設設備の改修や健康管理に必要となる人員の確保に対し、必要な財政支援を行うこと。

## 5. 地域の経済情勢への対応

### (1) 地域の自由度の高い財政支援制度の充実

地方の取組を強力に支援するため、予備費の充当も含め、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化や事業期間の延長、繰り越し手続きの簡素化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、柔軟で弾力的な運用を図ること。

また、令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、地域の実情に応じて引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など必要となる財源を措置すること。

### (2) 資金繰り対策

都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化が懸念されるため、取扱期間の延長、融資限度額の引き上げなど、支援制度のさらなる拡充を講じること。

### (3) 中小・小規模事業者への支援

① 持続化給付金について、現状の給付要件と同等の影響を受けている事業者が受給できるよう給付要件の緩和や、法人税法上、法人とみなされる任意団体が対象となるよう給付対象を拡大すること。

また、給付要件の緩和等を行ったうえで、感染症が長期化していることで、依然として多大な影響を受けている事業者に対し、再度の給付を検討すること。

② 小規模事業者や個人事業者の「Web 申請」にあたっては、制度周知や各種申請手続き支援などきめ細やかな支援が必要であることから、各商工会や商工会議所に申請サポート会場を開設し、サポートする人員の配置など国において適切な対策を講じること。

③ 甚大な影響を受けている宿泊業、旅行業、飲食業、運輸業などに対し Go To Travel キャンペーンなどの支援が講じられているところであるが、これらの業種については、売上げの回復が遅れ厳しい状況が続いていることから、利用期間を延長するなど消費喚起につながる支援を継続すること。

### (4) サプライチェーンの立て直し対策

今年度、上期に実施された「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」はコロナ禍による影響の下、予算額（2,200億円）と補助希望額（先行採択分を除き、約1兆7,640億円）が大きく乖離しており、設備投資を決断した企業の投資が停滞することによる景気後退局面の長期化が憂慮される。また、当該事業は、地方拠点強化税制との併用により、企業の地方への拠点整備を促進し、地域経済を活性化する制度でもあることから、今年度の予算枠を拡充した上で、来年度以降も継続し、長期的に活用できるようにすること。

### (5) 期限付酒類小売業免許の付与

期限付酒類小売業免許について、新型コロナウイルス流行が飲食店の売上へ影響する期間を考慮して、免許期限（6ヶ月間）を延長すること。

## (6) 地方の国際観光の振興

各地域の魅力ある観光資源を活かし、訪日外国人を地方へ促す取組について、国際観光旅客税の収入減により減速しないよう、必要な財源を確保し、国としても引き続き取り組むこと。

## (7) 農業者・漁業者の経営安定・維持に向けたセーフティネット対策の充実

① 新型コロナウイルスの流行により、農林水産物の販売が不安定になる中で、新規就農者や水田園芸などの新たな取組を行う意欲的な担い手が安心して経営できるよう、農業収入保険への加入については、初年度分は決算見込額での加入を認めるなど、特例措置を設けること。

② 農業収入保険において設けられた「新型コロナウイルス特例」について、令和3年以降の新型コロナウイルスの影響に応じて、引き続き措置することも検討すること。

また、漁業収入安定対策事業について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた年の収入を補償水準の算定から除外するなどの措置を講じること。

## (8) 農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築に向けた支援の充実

経済・景気の回復期には、施設整備に当たって資材供給や作業人員の確保が逼迫することも予想されることから、対策予算を十分に確保するとともに、予算の基金化などを進め、地域の実情に合わせて柔軟なスケジュールで円滑に事業が執行できるよう配慮すること。

## (9) 強靱な経済構造の構築

① 景気を下支えし、防災・減災、国土強靱化、長寿命化対策を推進する公共事業予算を予備費の活用や補正予算の編成を通して確保すること。

② 新型コロナウイルス感染症を契機としたインフラ分野における抜本的な生産性の向上を目指し、新たに地域の建設関係業者が i-Construction の推進に向けて取り組む設備投資に対する支援を行うこと。



## 6. 人権侵害や風評被害に配慮した対策の推進

- (1) 患者・家族など新型コロナウイルスと戦う方々に対する差別的扱いや誹謗中傷を防ぐため、新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解が進むよう、政府広報など必要な対応をとること。
- (2) インターネットやSNSを利用した人権侵害にあたると思われる事案等に迅速に対応するなど、人権侵害や風評被害に配慮した対策を講じること。